

# みんなの市税

編集・発行：福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

## 目次

- 1面 ・税源移譲による平成19年度の住民税の増額分が還付される場合があります。
- 2・3面 ・個人住民税の主な改正点  
・固定資産税の主な改正点  
・平成20年度の主な市税のスケジュール
- 4面 ・所得証明等(税務証明)に関するお知らせ  
・市税の電子申告がさらに便利になりました。

# 税源移譲による平成19年度の住民税の増額分が還付される場合があります。

### (税源移譲の経過措置による還付)

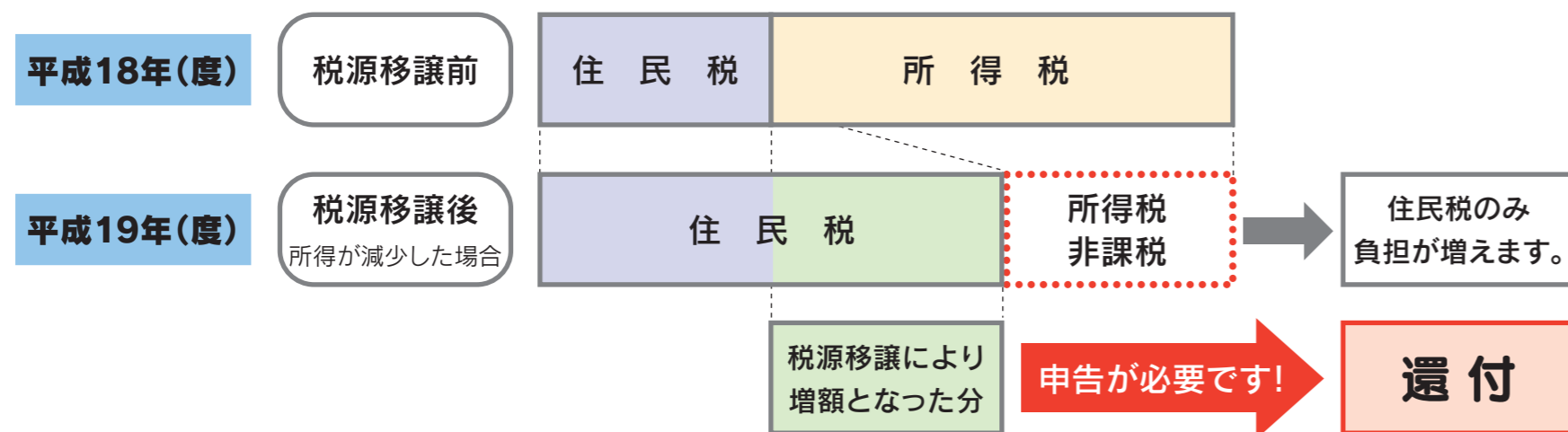
## 対象者

### 平成19年度の個人住民税が課税され、平成19年分の所得税は所得が減って課税されなかった方

税源移譲によって、ほとんどの方につきましては、平成19年分以降の所得税は税率が下がり、平成19年度以降の住民税の税率が上がりましたが、退職したこと等により収入が減り、税率が下がった平成19年分の所得税は課税されず、税率が上がった平成19年度の住民税(平成18年中の所得を基に算定)のみ課税される場合があります。

このように税源移譲により税負担の増加の影響のみを受ける方のうち一定の条件(※)に該当する方につきましては、**既に納付済み**の平成19年度の住民税から、税源移譲により増額となった分の減額申告をすることによって還付を受けることができます。

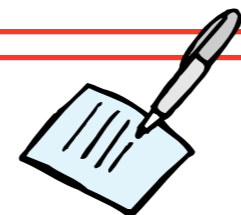
- ※平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。
- ※また、寄付金控除額などの人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の所得控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は、対象となりません。



## 手続き

### 平成20年7月中に申告が必要です。

減額申告書は平成19年1月1日現在にお住まいであった市区町村に提出してください。



平成18年から引き続き福岡市に居住の方 対象となる方に減額申告書を福岡市から6月下旬頃送付します。必要事項を記入して返信用封筒にて返送してください。

平成19年1月2日以降に福岡市に転入された方 平成19年1月1日現在にお住まいであった市区町村にお尋ねください。

### 市税の納付には便利で確実な口座振替をご利用ください。

# 所得証明等(税務証明)に関するお知らせ

平成20年度所得証明書の発行開始日は、市県民税(個人住民税)が普通徴収(納付書で納付)の方は6月12日(木)から、非課税及び特別徴収(給与天引き)の方は5月15日(木)より発行しています。

市税に関する証明が必要な場合は、本人確認書類(運転免許証など)をご持参のうえ担当窓口へおこしください。

## 1 証明を請求できる方

個人の秘密にかかわることですから、原則として次の人に限られます。

- (1)本人(相続人、納税管理人を含む。)
- (2)本人の委任状等を持参した人(ご家族の場合でも委任状等が必要です。)
- (3)法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
- (4)借地人、借家人(評価証明書の請求に限る。賃貸借契約書及び賃借料の領収書をご持参ください。)

委任状 **見本**

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求及び受領を委任します。  
(1) 証明書の名称 ( ) 証明  
(2) 証明書の年度及び回数 ( ) 年度 ( ) 通

福岡市( ) 区( ) 区 氏 姓 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日 (委任者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 2 必要書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・運転免許証 ・パスポート ・国民年金手帳 ・外国人登録証 ・その他公的機関が発行した証明書(船舶やその他特殊技術に関する免許証など)
法人	・法人印及び代表者の職印 ・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※代表者の職印に法人名がない場合は、法人の印鑑証明書をご持参ください。

※金融機関窓口等で市税納付後、約2週間以内に納税証明書を請求される場合は、領収証書又は口座からの振替が確認できる通帳をご持参下さい。

## 3 証明の種類・手数料・担当窓口

証明書	手数料	担当窓口
納税証明書	1件 300円	・区役所納税課 ・早良区入部出張所
市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書(滞なし証明書)	無 料	・西区今宿出張所市民課
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無 料	・法人納税課(市役所北別館2階)
市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)	1件 300円	・市内35の郵便局(評価証明書を除く)
固定資産公課証明書・評価証明書	1件 300円	

※証明書については、一部を除き、居住(賦課)区以外の区役所、出張所及び法人納税課でも発行していますが、証明の内容等によっては発行できない場合がありますので、区役所等へお問い合わせのうえ請求してください。

## 4 郵便局での証明請求・受け取り

下記の郵便局では、納税証明書などの諸証明(固定資産評価証明を除く)の請求・受け取りができます。取り扱いができるのは請求者ご本人に関する証明書に限らせていただきます。窓口では、本人確認書類によりご本人であることを確認させていただきますので、必ずご持参ください。

東 区	福岡東・和白・志賀島・西戸崎・香椎御幸・福岡唐原・福岡八田・福岡流通センター内・福岡青葉・福岡高美台	中央区	福岡小笹・福岡福浜
博多区	板付・博多南・福岡空港内・福岡小林・福岡雑餉隈・博多月隈	城南区	城南・福岡堤・福岡田島三
南 区	福岡大池・福岡松原・福岡老司・福岡柏原	西区	福岡荻岐・北崎・周船寺・福岡能古・玄界島・元岡
早良区	福岡四箇田団地・福岡野芥・脇山・福岡原五		



# 市税の電子申告がさらに便利になりました。



法人市民税・固定資産税(償却資産)の申告に加え、個人市民税の給与支払報告書の提出や、事業所税の申告手続きなどのサービスが追加されました。詳しくはエルタックスサポートデスク(TEL0570-081459)もしくはeLTAXホームページへ(<http://www.eltax.jp>)

## お問い合わせ

	個人住民税の課税に関すること	税務証明、口座振替などに関すること	固定資産税の課税に関すること
東 区	645-1026	645-1021	645-1031
博多区	419-1027	419-1022	419-1032
中央区	718-1038	718-1029	718-1045
南 区	市民税課 559-5041	納税課 559-5031	固定資産税課 559-5051
城南区	833-4031	833-4024	833-4036
早良区	833-4320	833-4316	833-4326
西区	895-7016	895-7013	895-7019
財政局	特別徴収課 711-4211	法人納税課 711-4215	

詳しい内容は市ホームページにも掲載しています。

福岡市「市税」ホームページアドレス <http://www.city.fukuoka.lg.jp/shizei/>

# 個人住民税の主な改正点

## 老年者非課税措置廃止の経過措置が終了しました。

平成17年1月1日現在65歳以上であった方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されたことに伴い、平成19年度までは経過措置がとられていましたが、平成20年度から全額課税されます。

モデルケース 70歳夫婦・年金収入240万円(年額)

	平成19年度	平成20年度
住民税	29,700円	29,700円
・住民税 × 1/3	△9,900円	
所得税	11,100円	11,100円
税額	30,900円	40,800円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
※モデルケースの税額は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

平成19年度(経過措置)	平成20年度以降
本来の税額の3分の2を課税	本来の税額へ

## 住宅ローン控除が個人住民税でも適用できる場合があります。


税源移譲の結果、所得税で控除しきれなくなった住宅ローン控除を**申告により**、翌年度の住民税から控除できるようになります。申告をされていない方は早めに手続きをお願いします。

- 対象となる方
- 平成18年末までに入居された方で、以下の条件に該当する方
    - ・給与所得者の場合は、源泉徴収税額が0円で、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額の記載がある方
    - ・確定申告をされた方で、住宅ローン控除があり、確定申告書の差引所得税額が0の方  
(一部例外があります。)

申告方法(毎年3月15日までに申告が必要です)

- 確定申告されない方  
.....源泉徴収票を添付して市区町村に提出
- 確定申告される方  
.....確定申告と併せて税務署に提出

住宅ローン控除申告書は  
本市ホームページからパソコンで作成できる申告書をダウンロードできます。  
できるだけ郵送での提出をお願いいたします。

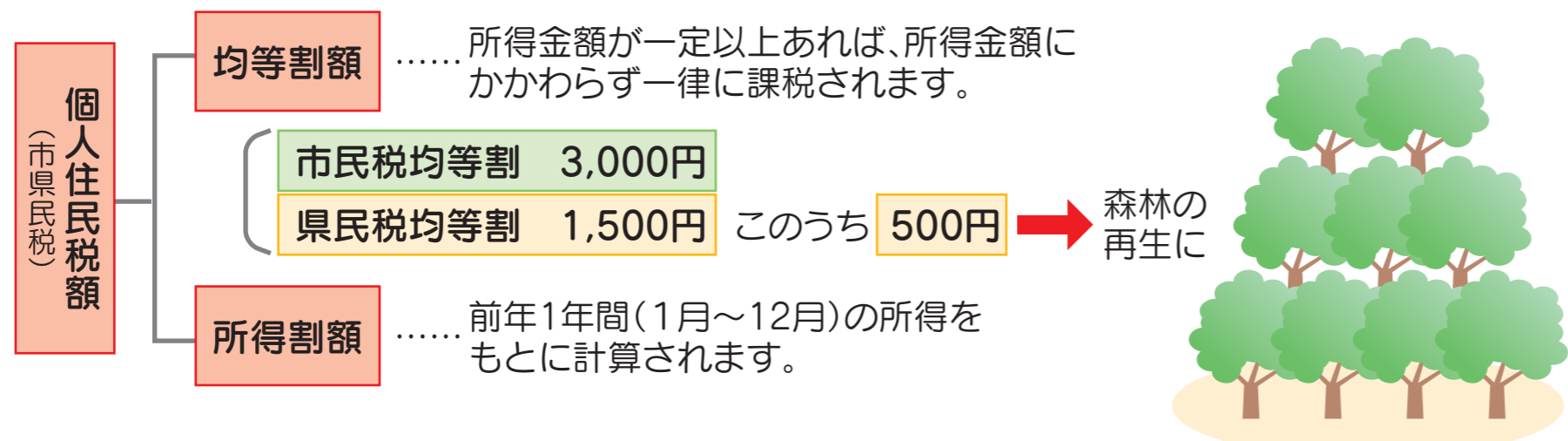


## 福岡県森林環境税が創設されました。

森林は、さまざまな働きにより私たちの生活に恵みをもたらしています。ところが、近年の深刻な森林の荒廃により、森林の公益的機能が低下し、洪水や濁水、土砂災害が発生する可能性が高まるなど、私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

福岡県では、荒廃した森林を再生し、森林の働きを發揮できる健全な状態で次世代へ引き継ぐために、平成20年度から森林環境税を導入しました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- 【税の使途】 荒廃した森林の再生、県民参加の森林づくりの推進
- 【税額】 **個人：年間500円(個人県民税に上乗せされます。)**  
法人：資本金に応じて年間1,000円～40,000円(法人県民税に上乗せされます。)



福岡県森林環境税についてのお問い合わせ

森林環境税の使いみち等について	福岡県森林保全課	TEL092-643-3540
森林環境税のしくみ等について	福岡県税務課	TEL092-643-3063

## 寄付金控除が拡充されます。(ふるさと納税)

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという方の思いを実現するため、地方公共団体への寄付金控除が拡充されます。これにより、地方公共団体に寄付した金額については、所得税と個人住民税で控除を受けることができます。個人住民税では、5,000円を超える部分の寄付金額について、従来の寄付金控除相当額に加え、**所得割の1割程度を限度に**税額控除できます。

■モデルケース 下記の計算は、夫婦子ども2人の場合で、一定の条件に基づき行っております。 この改正は平成21年度以降の個人住民税に適用されます。

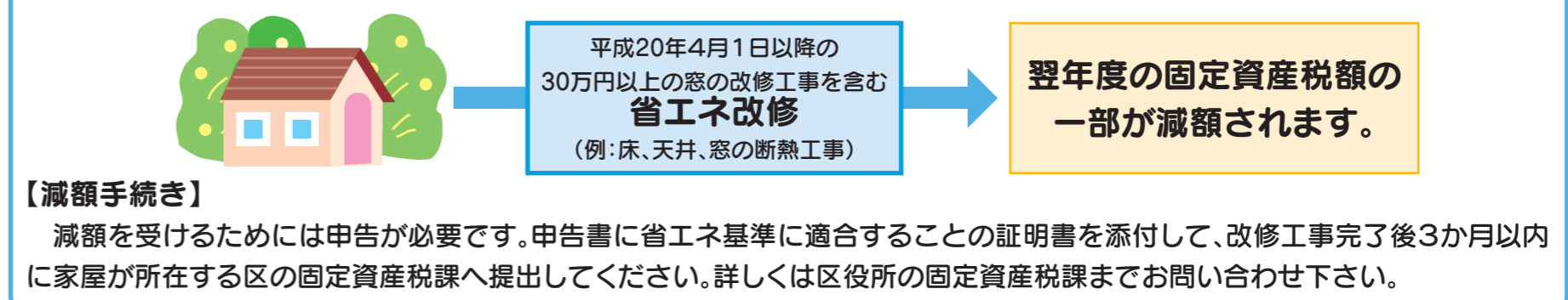
給与収入額	500万円		700万円	
個人住民税所得割額	135,500円		293,500円	
寄付金額	20,000円	50,000円	30,000円	70,000円
税額控除額の合計(所得税+住民税)	15,000円	20,400円	25,000円	42,400円

福岡市でも寄付金を受け付けています。詳しくは [ふるさと福岡応援寄付](#)

※寄付した全額が軽減されるわけではありませんので、ご注意ください。

## 固定資産税の主な改正点

### 省エネ改修を行った住宅の固定資産税が減額されます。



## 平成20年度の主な市税のスケジュール

